



巻頭言—“我思う、故に我あり”か？—

前号のタイトルに含まれていた「精神分析」というのは、ざっくりいえば人の行動を規定し、人を生きづらくしている無意識による影響を、分析家とのやりとりを通じて言語化していくことを通じて和らげていく心理療法のことをいいます。フロイト (S.Freud 1856-1939) により始められ、治療のみならず無意識のメカニズムが個人や社会にどのように影響しているのかということの解釈にも力点が置かれているため、哲学や思想にも大きな影響を及ぼしています。

今回のタイトルの「我思う、故に我あり」(ラテン語では“Cogito, ergo sum”) というのは、フランスの哲学者デカルト (R. Descartes 1596-1650) により提示された有名な命題です。それはこの世のことはすべてについて疑うことができるが、いま、ここで、そうしたことを疑っている“この私”の存在そのものは疑うことはできないとするもので、「理性」を重視する近代哲学への道を切り開く着想でもありました。

さて、今日に至るまでの間、人間はナルシスティックな自己中心性を3度も傷つけられてきたといえます。まず、コペルニクスの「天動説」により、地球が、人間が、宇宙の中心にいるという地動説が崩れてしまいました(「コペルニクスの転換」というのは地動説から天動説へと切り替わるような根本的な変化を指す比喩として用いられます)。次にダーウィンが適者生存の「進化論」を提示したことで、人間もまた無目的に進化したもので、決して生物界の頂点にいるわけではないということが示され、生物界の特権的地位から転げ落ちました。そして、フロイトの精神分析では無意識に規定される人間は、「理性(自我)の主人」でさえないということが明らかにされたのです。

さらに付け加えると、近年の脳科学では人間の「心」や「精神」を、データ処理をする脳の反応として捉えます。このことは、人の精神の内面を深堀りする精神分析への批判でもあり、実際のところ今日の精神医学は薬物療法が主流で、行動療法の普及とも重なり(ビジネスの世界を中心に心理学と経済学をかけあわせた「行動経済学」も注目されています)、精神分析はいまやその支持を失っているともいえます。

しかし、たとえばロシアのプーチンによるウクライナ侵略は、脳科学で説明できないですね。この15か月ほどの間にすでに何十万人もの命が失われており、理性的な話し合いによる平和的な解決は残念ながら望めません。それにしても、こうした非合理的で、理不尽で、およそ理性的には解釈でき



ないような事態がなぜ生じるのでしょうか。このことに限らず合理的に説明できない事件や不祥事は、日夜、生じています。だからこそ精神分析的な解釈が、有効なのです。

フロイトの流れをくむラカン(J.Lacan 1901 - 1981)は、「欲望は、他者の欲望である」と公式化しています。欲求は本能に規定され遺伝子によりプログラミングされていますが、欲望は言葉により学習されます。たとえば食欲(欲求)は生物に共通しており食べれば満たされますが、どこでなにをどう食べたいか(欲望)は文化や社会により異なり、満たされることはありません。こうした欲望は、<大文字の他者>(象徴的秩序)により構造化されています。人がなにかを欲するとき、道徳や倫理に背く行為(たとえばよく話題になる有名人の不倫など)も含めて、それはすでに<大文字の他者>により規定されているのです。人は富や名声、権力を求めて知らず知らずのうちに行動していますが、なぜそうなのかということのをうまく説明できません。そう、人は他者が欲望するものを欲望し、そして他者から欲望される(求められる)ことを、欲望する(求める)のです。

かつてのドラマの『刑事コロンボ』や『古畑任三郎』、今期のドラマ『風間公親—教場0—』や『ラストマン—全盲の捜査官—』では、主人公はすでに犯人を知っており(瞬時に見抜き)、この絶対的確信のもと犯人を追い詰めていきます。精神分析療法においても、患者にとって分析家は患者の症状の意味(苦悩の原因)をすでに知っているという絶対的確信のもとで、患者が無意識的に知っていることを分析家に転移することで治療が成立するといえます。

自分の自由な意思で、判断し、行動していると思うとき、あるいは「大谷現象」のような場合でも、実は<大文字の他者>の影響下にあります。だから、「自分の眼だけを信じていると間違える!」のです。 KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：民法における「懲戒権」の削除

◆「懲戒権」の規定

1896（明治29）年に制定された民法では、第822条（懲戒）において、次のように規定されていた。

親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

2011（平成23）年には、民第820条（監護及び教育の権利義務）において、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」として、「子どもの利益のために」という文言が追加され、法制定当時の明治の時代にはあった「懲戒場」にあたる施設が存在しないため第2項の規定は削除されたうえで、第822条は次のように改正された。

親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

現在、民法では2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられているが、18歳未満の未成年の子どもに対して、親には「親権」があり、第820条をはじめとして、第837条までの規定において、子どもの住まいを指定する「居所指定権」、結婚や相続を行う際の法的な手続きを代行したりする「身分上の行為の代理権」、子どもが仕事に就く際に許可する権利「職業許可権」、そして子どもを懲戒できる上記の「懲戒権」などが規定されている。

こうした親権に基づく懲戒権を親に認めているために、統計をとり始めた1990（平成2）年度の1,101件以来、直近の2021（令和3）年度では207,660件と、毎年増加し続けており、死亡に至るような虐待事件が発生した場合でも、親に「しつけ」だとの口実を与えることにもなっていたことから、この「懲戒権」の規定の是非について議論されてきた。

◆児童福祉法・児童虐待防止法における「体罰」の禁止

こうした状況のもと、民法改正に先行するかたちで、2019（平成31）年6月に児童福祉法と児童虐待防止法とが改正され、親による子どもへの体罰が禁止された。体罰の具体例としては、頬を叩くとか殴るなどの暴力、長時間の正座、食事を与えないなどが挙げられるが、子どもの心身を痛めつける行為であるといえる。

日本では、こうした体罰について、学校の教員による「体罰」は問題となりやすいが、親による場合には「体罰」という表現が用いられることも少なく、また子どもをしつけるという親の当然の義務であり、権利であると捉えられる傾向が強くなるといえる。

しかし、国際的には1979年に世界で初めてスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した国連の「児童の権利に関する条約」に基づき、2019年10月末時点で58か国

が子どもに対する体罰を法律で禁止している。こうしたことをふまえ、法改正が行われたのだが、おおもとの民法において「懲戒権」が残っていたことから、民法の改正が懸案事項であった。

◆民法改正における「懲戒権」の削除

そこでようやく昨年（2020）年12月に民法が改正され、第822条の「懲戒権」の規定が削除され、それまでの第821条を第822条とし、新たに第821条（子どもの人格の尊重）として「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするにあたっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢および発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とする規定が新設された。

また、児童福祉法と児童虐待防止法についても、民法改正に合わせて、次のように改正された。

児童福祉法	改正後
第三十三条の二（略）	② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、 監護及び教育 に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、 児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
③・④（略）	
第四十七条（略）	③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、 監護及び教育 に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、 児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
④・⑤（略）	
児童虐待の防止等に関する法律	改正後
(児童の人格の尊重等)	
第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、 児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	
2（略）	

児童福祉法では、児童福祉施設の長や里親についても体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないと規定され、児童虐待防止法においても、児童の親権を行う者に対し、児童の人格の尊重として、その年齢および発達に配慮し、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動が禁止されている。

このように法改正により懲戒権規定が削除され、体罰が禁止されたものの、親には親権として監護・教育権があり、家庭という閉鎖的な環境においては、直ちに大きな変化を期待することはできないとも考えられる。

しかし、懲戒権が削除されたことで、体罰を正当化する法的な口実もなくなるので、子どもの人権、人格が尊重され、虐待を防止するための大きな契機にもなり得るといえる。

いま・ここに存在している一人ひとりの子どもが、ただ存在しているということだけで大切にされるような社会に変えていかなければならない。子どもは親の所有物ではないし、子どもをはぐくみ育てる責任は、ひとり親や家庭にのみあるのではなく社会にこそある。

今回の民法改正をふまえ、子どもの笑顔が輝く社会にしていく責任が社会にあることを再確認する必要がある。

KCD ラボ代表 松端克文
(武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授)

* 毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 心理学の知見を活かす② ～「やり抜く力」を身につけよう！～

前回は、WBC 決勝時に大谷翔平選手が言った「憧れを捨てましょう」というエピソードから、「憧れとジェラシー」を話題にしました。今回は、「やり抜く力」をとりあげ、集団への影響を考えてみたいと思います。

◆エピソード2「最後まで希望を捨てちゃいかん。あきらめたら、そこで試合終了ですよ」

このセリフを聞いて、すぐにだれのセリフであるかがわかった方は、この漫画のファンの方かもしれませんね。湘北高校バスケットボール部監督安西先生が山王工業戦で桜木選手に放ったセリフです。安西先生と桜木選手は、井上雄彦さんが1990年から1996年まで『週刊少年ジャンプ』に連載された、人気バスケットボール漫画『SLAM DUNK』（スラムダンク）の登場人物です。

圧倒的な王者山王工業を相手にして、まったく得点できない湘北高校でした。いまから反撃というときに、桜木選手はベンチに下げられます。絶望的な状況時の采配であったため「試合をあきらめた」と思った桜木選手ですが、「最後まで希望を捨てちゃいかん。あきらめたら、そこで試合終了ですよ」と安西先生が桜木選手に語りました。

自分にとって相手が格上と感じても、試合に勝つための前提としては、「憧れ」をやめるだけでなく、「あきらめないこと」です。これは、どのスポーツにも通じることでしょう。

◆「あきらめる」の対極は「やり抜く」？

上記のエピソードは、漫画やスポーツだけの話ではありません。

「あきらめる」と思う瞬間は、やりたいこと、実現したいこと、目標にしていることを「もうやめてしまおう」「これはもう仕方ない」と自分に言い聞かせている瞬間でもあります。

つまり、その瞬間は、「成し遂げたい」「あきらめたくない」気持ちを押し込めようとしている状態です。完全にあきらめてしまうと、目標に向けて行動していたエネルギーは極端に下がってしまいます。あきらめた瞬間に、その意志を実現するための手段を考えることすら止めてしまいます。

「あきらめる」前に、できることはなんでしょうか。それは、目的を達成するためにできる手段や方法がほかにもないか、考えて出し尽くして、その方法を実行に移すことです。また、だれか第三者との対話の時間で、ひとりでは気づけないあるいは自分たちだけでは気づけない手段や方法が見つかることもあります。そうすることで、見通しが立ち、目標に向けて行動を起こせるようになってきます。「あきらめる」の対極に「やり抜く力」があるのではなく、目標に向かって立ち向かう姿勢が「やり抜く力」に繋がります。

◆「GRIT」とは

本誌 vol.48 (2022年3月15日発行) で一度紹介しましたが、あきらめずに「やり抜く力」または「粘る力」と定義されている言葉に GRIT (グリット) があります。GRIT は、心理学者でペンシルバニア大学のアンジェラ・ダックワース教授が提唱しました。『社会的に成功しているといわれる方々が共通してもつ心理特性としては、「情熱」と「粘り強さ」、

すなわち「やり抜く力 (GRIT)」である』と結論付けています。GRIT は、生まれもった能力ではなく、後天的で、大人になっても、身につけることができるものです。

GRIT は、以下の4つの要素が必要だとされており、それぞれの頭文字を取って GRIT (グリット) と呼んでいます。

表1 GRITの要素

Guts (度胸・闘志) : 困難なことに立ち向かう
Resilience (復元力・回復力) : 失敗しても諦めない
Initiative (自発性) : 自分で目標を見据える
Tenacity (執念) : 最後までやり遂げる

◆「やり抜く力」を身につけるには…

個々の GRIT が高まれば、業務成績の向上が望めるだけでなく、集団内の GRIT にも好影響をもたらします。GRIT を伸ばすための方法として、挙げられているのは、次の5つです。

(「GRIT やり抜く力」著者：アンジェラ・ダックワース、訳者：神崎明子、ダイヤモンド社より引用編集)

① 興味

自分の仕事を楽しむことで「情熱」が生まれます。目標に向かって努力する喜びや意義を感じ、興味と好奇心をもち続けることで、「この仕事がおもしろい」と思えます。

② 練習

現在の自分のスキルを上回る目標を設定して、達成するための「練習」に励むことで「粘り強さ」が生まれます。自分の弱点を認識し、スキルが身につくまでは、失敗を恐れずチャレンジし続ける（挑戦せざるをえない環境をつくる）ことが重要なのです。

③ 目的

自分の仕事は重要であると確信してこそ「情熱」が実を結びます。常に目的意識を感じて、個人的におもしろいだけでなく、ほかの人のためにも役立つと思えることが必要です。そのため、成功体験を積み重ねていけるように、実現可能な小さな目標を立て、達成する経験を積んでいきましょう。

④ 希望

希望は、困難に立ち向かうための「粘り強さ」の源です。興味、練習、目的があっても、挫折したり、打ちのめされたりする状況があるかもしれません。打ちのめされたままでは「やり抜く力」も失われてしまいますが、希望を捨てなければ、立ち上がり「やり抜く力」を発揮することができます。

⑤ 手本

GRIT がある人のいる環境に身を置いて、「真似る」という行動が「やり抜く力」を引き出します。ベンジャミン・ブルームは、世界トップクラスのスポーツ選手や芸術家を対象に行った研究で、「手本」となる対象が身近にいたと報告しています。

◆「やり抜く力」をもった集団になるために

個々の目標に向かう姿勢を評価する土壌を作ることにより、組織力があがります。それぞれの部署で、集団の GRIT をあげる工夫を考えてみませんか。

(連カン室 高畑 英樹)

シリーズ 強度行動障害支援 超実践⑤

～これってなんなん？なんでなん？～

◆強度行動障害に対する支援体制の近況

4月4日の福祉新聞で、強度行動障害に関する記事が掲載されていたので紹介します（記事を引用して一部編集）。

厚生労働省は3月23日、支援に当たる人材を2層に分けて育成する方針を固めた。

施設やグループホームに勤める職員のうち所定の研修を受けた「中核的人材」が職場のリーダーになれるようにする。

それとは別に、より高度な専門性をもつ「広域的支援人材（仮称）」を育てる。困難事例を抱えた施設に出向いて助言したり、その地域の支援体制づくりをリードしたりする人材として、都道府県単位で育成する。

在宅生活が難しくなった人を一時的に施設などで受け入れる「集中的支援」については、広域的支援人材がその受け入れ施設を訪問してサポートする。

「集中的支援」が終わった後の受け入れ先も広域的支援人材がフォローする。障害者やその家族の状況を的確にアセスメント（客観的評価）すること、特定の施設だけで支えようとしないうことを重視する。

私なりに、簡単に整理してみました。

○中核的人材

・施設等に勤務しながら、職員を中心に強度行動障害の利用者支援を実施する。支援現場で実践する職員。

○広域的支援人材

- ・自施設にとどまらず、地域の施設などに出向いて助言やサポートをする。
- ・地域の支援体制づくりをリードする。
- ・集中的支援の受け入れ施設をサポートする。
- ・集中的支援後の受け入れ施設をフォローする。

現在、兵庫県で取り組んでいる強度行動障害 SV 養成事業とあわせて考えると、SV は中核的人材と広域的支援人材の間くらいの役割かなと私は解釈しています。広域的支援人材 = SV + 地域の支援体制づくり、集中的支援のサポートとアフターフォロー、ということになるのだと思います。

今後どのように仕組みが構築され、実施されていくのかについては徐々に具体的になると思いますが、毎月実施している事例検討会の延長線上は地域の支援体制づくり、大きく捉えれば多くの困難を抱える人たちが暮らしやすい街づくりにつながっていくんだな、と思うと楽しくなります。

記事のなかでは、「強度行動障害」という呼び方についても触れられていました。正しい理解の妨げになったり、悪い印象を与えたりする恐れがあるとして、この用語の変更を検討する意見が『強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会』で挙がったのです。もともとは加算のための、いわゆる行政用語であったのがいつの間にか支援が大変な方々の総称として使われていることについて、私自身はずっと強い違和感を覚えていました。「強度行動障害」という呼び方には、特別な配慮さえあれば才能を発揮できるという要素がなく、ネガティブな印象だけがクローズアップされているように感じます。なにかよい呼び方はないですかね…。皆さん、一緒に考えませんか？せっくなので、陽気会では〇〇と呼んでいる、というふうに先駆的に取り組みたいと思っています。皆さんのご意見、お待ちしております！

◆『三つ組み』って結局どんなん？

前号まで ASD の特性や脳のはたらきかたについて簡単に紹介してきました。今号からは少しだけ掘り下げて、三つ組みについて記します。最初はイメージネーション（想像することの困難さ）についてです。

SV 養成の講義では、「見聞きしたこと以外を想像することがむずかしい」と表現されています。経験していないことを想像することがむずかしいのです。三つ組みのコミュニケーションや対人関係にも深く影響しています。見えないもの（他者の考えや、まだ起こっていない先のこと）を想定できない、もしも (if) の話やあいまいな表現（ちょっと、もうすぐ、その辺に）が理解できない、などが分かりやすいと思います。あわせて、過剰に想像するともいわれています。次もこうなる、この場合は〇〇になる、などそれ以外が想像できず特定のパターンから抜け出しにくいのです。

支援では、見えないものを可視化してわかりやすくすることが重要となります。事例検討では、よく堀内講師が「それはイラストにできる？具体的に示せる？」と確認をされます。私たちの普段の生活ではあいまいで、雰囲気や空気を読んで対応していることがたくさんあります。同じことを ASD のご利用者に求めてしまうと、どうしてよいかわからず混乱してしまいます。具体的に目に見える形で示すことが、ご利用者への配慮となり、安心につながります。

◆超実践！

ASD の利用者支援 = スケジュール化、と思われやすいのですがスケジュールは時間の構造化です。今日一日をどのように過ごせばよいか、が視覚的に示されているものです。これとあわせて本人にとって過ごしやすく、わかりやすい環境を用意することが大切です。活動はいつまで（どれくらいの時間）するのかをわかりやすくするためにタイムタイマーを使用しています（写真左）。広すぎる環境を区切ることでわかりやすくしたと同時に、刺激を減らすためにパーテーションを設置して個別化、構造化をしています（写真右）。



◆コンサル、行ってきました！

SV 養成事業の堀内講師より引き継いで、5月9日に神戸市内の入所施設を大谷さんと訪問しました。事例検討を通じて ASD のご利用者に対する標準的な支援の手法を共有することが目的です。支援現場の身近な困りごとを聴いて共感し、意見を出し合う有意義な時間となりました。視覚支援や構造化に取り組むにあたり、支援現場の実情に添いながら一緒に考えることで、大きな負担なく取り組めて継続可能なものになればいいと思っています。私たちにできること = 「現場の実践（失敗も含めて）をどのようにしてきたか」を伝えながら、「利用者第一」で支援することをともに目指したいと考えています。

「広域的支援人材」という枠組みを厚生労働省が打ち出したからには、そうなるように精一杯頑張ります。

（日中活動支援事業部 遠山 伸一）

内部研修 実施中～！

2023年度の内部研修は、新任職員研修をはじめとして、嚥下と窒息についての研修、感染対策研修を実施しています。

◆新任職員研修

9名の職員が、3月28日から30日まで3日間にわたって、11のプログラムを受講しました。

理事長による法人理念についての話から、虐待防止と権利擁護、発達をふまえた対応や緊急時対応など、昨年度同様の盛りだくさんな3日間となりましたが、皆さん最終日まで熱心に取り組まれていました。



◆嚥下と窒息研修

「誤嚥事故を防ぐために」「窒息時の対応」という2本立ての内容で、4月12日、13日に実施しました。

今年度は講師の発案で、“チョーキングチャーリー”というハイムリック法の実習用上半身マネキンを使用しての実習も行いました。窒息状態の“チャーリーさん”を助けるべくハイムリック法を試みましたが、異物はなかなか出てこず…。腹部を突き上げる角度や、勢いなどのコツが必要であることが実習によってわかりました。

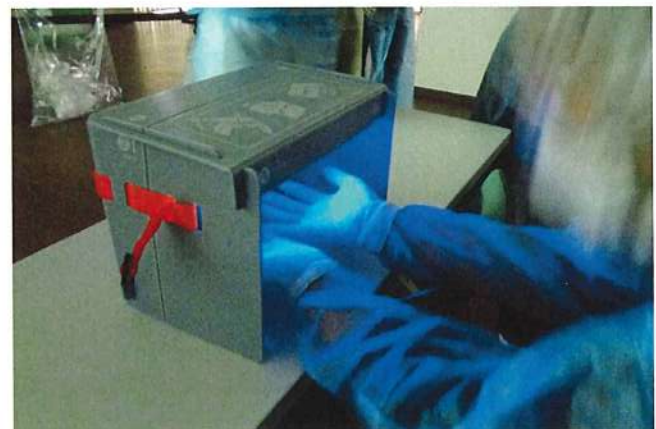


まずはこのような状況にならないよう、ご利用者の普段とは違う状況（兆候）を見逃さないことが重要であることも、改めて学びました。

◆感染対策研修

必須研修である感染対策は、4月中に4回実施し、5月も残り4回実施します。

コロナウイルス感染症は5月8日以降、5類感染症に移行しましたがウイルスが消えるわけではなく、学ぶべき感染対策はコロナだけではないということや、飛沫感染と空気感染、エアロゾル感染の違い、常時換気の重要性、N95マスクの正しい着け方（ユーザーシールチェック）などについて講義を受けました。昨年同様PPE（個人防護具）の着脱実習を行い、蛍光塗料を使って自分の手洗いの状況や、手袋等の適切な外し方の確認を行いました。手袋を外したあとの素手の、汚れるはずがない部分に蛍光塗料がついているなど、気をつけても（目に見えなくても）汚れはついている…ということがわかり、そのつど消毒をすることの必要性を改めて確認することができました。



今後も5月末には市民救命士講習、6月には第1回目の新任職員フォローアップ研修とキャリア採用職員研修、7月には口腔ケア研修など内部研修が続きます。後半期の研修としては、各自が思い思いに取り組めるようeラーニング研修の準備も進めています。

限られた時間や人員配置などを考えると、研修案内を行うことにも葛藤がありますが、「学びたい」という思いのある職員の方々に、少しでも「研修を受けてよかった」と感じてもらえるように、また業務に必要なことや自分自身が知りたいと思うことを心おきなく学ぶことができるように、今後も学ぶ機会の提供を続けていきたいと思っております。（編集委員会）

◆ストレスウイークが終了

今年のゴールデンウイークは、どこもかしこも大混雑だったようです。「コロナ禍前の水準に・・・」というフレーズが飛び交っていました。が、この業界は相変わらず無縁の日々でした。入所型施設は24時間休みなく職員は交代で働いていました。通所型の施設でも、ご利用者の要望と合わせて減収を避けるために土日以外は開所していました。ゴールデンウイークは、一歩まちがえれば、この業界にとってはストレスの発生源になりかねません。これは、盆や正月も同じですね。

ご利用者の生活や、施設の収益を優先すれば、必然的に職員の勤務が厳しくなります。余裕というものがなくなります。少ない人数で十分な支援が提供できて収益もアップ…理想的な形ですが、いまの時代、なかなかそういうわけにはいきません。そのような理想形を求めるとなると、職員から不満が噴出するだけでなく、法令違反になりかねません。ご利用者の生活と職員の労働と、そして施設の収益と…どこでどのようにバランスをとっていけばいいのか、世間のお祭り騒ぎを目にするたびに考えさせられます。やはり、いまでも私にとっては、ゴールデンウイークは、「ストレスウイーク」ですね。

◆非定型な生活を支える

私自身は、このアンバランスな状況に遭遇するたびに、「この業界で働くことを決めた以上は・・・」ということ枕詞にして考えてきました。なにを優先しなにを後回しにするのか、どこまでが勤務でどこからがボランティアなのか、プライベートをどこまで守っていけばいいのか…等々、まず「この業界で働くことを決めた以上は」と考えると案外答えが出てくるものです。

近年、この業界の労働条件は格段によくなりました。それに反比例して、ひとりの職員が施設で過ごす時間は大幅に短くなってきました。いまや施設は「働く場」であり、ご利用者は「お客さま」となっています。施設から「家庭」とか「家族」とかといった概念は消えていっています。この業界にとってどの時代がいいのか？多くの方は過去の施設や過去の職員の在り方を否定しますが、いま40年前を振り返れば、悪いことばかりではなかったように思います。

人の生活は非定型です。当然、施設でのご利用者の生活も非定型です。この非定型なモノを、勤務時間や職員数それに報酬単価といった定型なモノで支えていくこと自体に無理があるのではないかと思います。利用者の方々の充実した生活を支え続けていくには、どこかで非定型なモノや非定型な考え方を認めていく必要があるのかもしれない。(大)

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、昨年の9月から65年目に入りました。私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です
 施設・事業所サポーター 年間 10,000円
 個人サポーター 年間 1,000円
 サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会の SNS
 Facebook Instagram Twitter
 フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
 大西 博之・朝日 満子
 大島 由香利
 〒651-1313
 神戸市北区有野中町 2-5-19
 社会福祉法人陽気会
 KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.
 Tel : 078(981)7271
 Fax : 078(981)0825
 HP : <http://youkikai.or.jp/>
 Email: kcclab@youkikai.or.jp

